

泰阜村の新型コロナウイルス感染症対策に関する支援一覧

新型コロナウイルス感染症対策の各種支援情報をお知らせします
個人向けと事業者向け、ともに6月19日時点の内容です。

番号	支援内容	名称	概要	備考	問い合わせ
1	村民、子育て世帯支援	やすおか応援商品券発行	村民支援と村内事業者等の利用増進と消費拡大のため商品券を発行します。 ・プラチナ商品券80%補助 ※主に飲食店で利用可能 ・ゴールド商品券50%補助 ※村内事業所で利用可能	利用期間は7月1日～9月30日まで（7月1日に販売開始） 常会で配布されたチラシをご確認ください。	振興課 農村振興係 または 商工会 26-2233
2		特別定額給付金	・4月27日を基準日とし、住民基本台帳登録者を対象に支給します。 ・給付額：1人10万円	5月15日支給開始	住民福祉課 地域福祉係
3		子育て世帯への臨時特別給付金	支給対象者は R2年4月（3月含む）児童手当受給者です。 支給額 児童手当対象児童1人につき1万円です。	6月12日支給 ※公務員以外の方は申請の必要はありません。	教育委員会 26-2750
4		低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	支給対象者は ①R2年6月分の児童扶養手当受給者です。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者です。 支給額 ①児童扶養手当受給世帯 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ②収入が減少した児童扶養手当受給世帯 1世帯5万円	①の対象者は可能な限り8月までに支給（申請不要） ②の対象者についても可能な限り速やかに支給（要申請）	教育委員会 26-2750
5		生活福祉資金貸付制度	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	村社協で 申込受付中	村社協 26-2162 または 住民福祉課 地域福祉係
6		やすおか応援事業「ふるさとの味を贈ろう」お中元事業	村民のみなさんがお中元を贈る際、村特産品チラシの中から70%引きで購入出来ます。	7月1日～8月31日まで 常会で配布されたチラシをご確認ください。	振興課 農村振興係
7		ふるさとを遠くで見守る応援事業	帰省できない学生や村出身の村人会員等へ特産品を贈り、情報発信と村内事業者（特産品販売事業者）を支援します。	学生：5月21日受付終了 村人会：5月28日～29日 発送済	振興課 農村振興係 村づくり振興室
8		必需物品供給事業	妊婦、子ども家庭（18歳まで）や障がい者手帳保持者の方へアルコール消毒液配布いたします。	7月から配布開始	住民福祉課 保健師
9	児童・生徒・教育支援	ブックバトン事業	外出制限等のためやりたいことが思うようにできない小・中学生へ、今の時間を有効に活用し「夢や愛を豊かに膨らませるため」有意義な時間を過ごしてほしいと願いを込め、図書及び図書カード（5,000円分）を贈呈します。図書は、村の方からのおすすめの本の中から2・3冊を選んで頂き贈呈します。	7月末に配布予定	教育委員会 26-2750
10		公共的空間安全・安心確保事業	児童生徒が安心して通学できるよう新型コロナウイルス蔓延防止のためにマスク及び手指消毒液を購入し小中学校へ配置します。	学校で随時対応中	教育委員会 26-2750
11		密集軽減のための輸送能力増強事業	児童生徒が安心して通学できるよう、新型コロナウイルス蔓延防止のため通学バスを増便します。	臨時登校時対応	教育委員会 26-2750
12	緊急雇用支援	緊急応援型雇用創出・研修事業	村内事業所就業支援のため、臨時休校中、夏休みの学童保育を委託します。	臨時休校時及び8月1日からの夏休み中	教育委員会 26-2750
13		緊急応援型雇用創出・研修事業	職を失った方などを対象に村内道路除草や支障木伐採等作業で雇用いたします。	7月1日～3月31日	振興課 農村振興係
14		小さな拠点活動支援事業	新型コロナウイルスにより減収となった村内タクシー業者に泰阜村社協が行う「福祉有償運送」等を委託し村内高齢者の移動や人工透析へ通院される方の送迎を行います。	10月開始予定	住民福祉課 地域福祉係 または 村社協 26-2162

15	事業者支援	新型コロナウイルス感染症特別貸付	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方等で中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方を対象に創設します。 【融資限度額】 国民生活事業：8,000万円 中小企業事業：6億円 ・実質無利子、無担保	・特別利子補給制度により実質無利子化 申込期限なし	振興課 農村振興係 または 商工会 26-2233
16		持続化給付金	・感染症拡大により売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付額】 法人：200万円以内 個人事業者：100万円以内 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)	申請期間 5月1日～1月15日	振興課 農村振興係 または 商工会 26-2233
17		県・市町村連携拡大防止協力金・支援金	・長野県知事が特別措置法第24条第9項に基づき要請する休業要請等に協力し、4月24日～5月6日まで休業した事業者が対象です。 【給付額】1事業者30万円 ただし、一回限り	負担割合 県 20万円 村 10万円 申請期間 5月7日～6月1日 (終了)	振興課 農村振興係
18		村内企業、事業者への支援金給付事業	村内事業所への支援金 1事業者に定額5万円給付します。 ※ただし、一回限り	5月15日支給開始 申込期限 6月30日締切	振興課 農村振興係
19		商工業振興資金利子補給事業	県融資制度資金等の借入に関し、利子補給を行います。	当分の間	振興課 農村振興係
20	税金、使用料等猶予関係	国税 納税猶予	国税を一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署に申請することにより、原則として1年間納付を猶予するとともに、猶予期間中の延滞税が全部または一部免除されます。		飯田税務署 0265-22-1165 または 総務課 税務係
21		住民税 納税猶予	法人及び個人について ・収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少した場合 ・一時に納税を行うことが困難な場合 最長2年間納税猶予が可能です。		総務課 税務係
22		固定資産税の軽減	中小企業、小規模事業者の税負担を軽減するため、保有する設備や建物等のR3年度の固定資産税を売上の減少幅に応じ減免します。 R2年2月～10月の任意の3ヶ月の売上が対前年同期比減少率 30%以上～50%未満 1/2 50%以上 全額		総務課 税務係
23		国民健康保険税の減免	R2. 2. 1～R3. 3. 31までの納期限の国保税対象です。 ・生計維持者が重篤、死亡 全額 ・事業収入等の減少割合により所得区分で 2/10～全額		住民福祉課 保険係
24		介護保険料の徴収猶予及び減免	徴収猶予は ・生計維持者の収入が著しく減少した場合 ・一時に納税を行うことが困難な場合 減免は R2. 2. 1～R3. 3. 31までの納期限の介護保険料対象。 ・生計維持者が重篤、死亡 全額 ・事業収入等の減少割合により所得区分で8/10または全額		住民福祉課 地域福祉係
25		後期高齢者医療保険料の減免	R2. 2. 1～R3. 3. 31までの納期限の後期高齢者医療保険料対象です。 ・生計維持者が重篤、死亡 全額 ・事業収入等の減少割合により所得区分で 2/10～全額		住民福祉課 保険係
26		国民年金保険料の減免	R2. 2～R2. 6までの年金保険料対象。 (R2. 7以降は改めて申請必要) ・R2. 2以降の所得等の状況に応じ、現制度の減免規定により免除、一部免除、納付猶予		住民福祉課 住民係 または 飯田年金事務所 0265-22-3641
27		村営住宅料	世帯の収入が著しく減少した場合		住民福祉課 住宅水道係
28	住民票、所得証明等の手数料減免	上記、給付金等申請時に添付が必要場合、証明書発行手数料を免除します。		住民福祉課 住民係	

制度、支援の内容にご不明な点がありましたらお気軽にお問合せください。
泰阜村役場 26-2111